

令和8年度 市民税・県民税(住民税)の申告の手引き

福井市 市民税課 ☎0776-20-5306

令和8年1月1日現在、福井市にお住まいの方で、令和7年度市民税・県民税申告書を提出された方を対象に令和8年度の申告書をお送りいたします。この手引きをお読みの上、申告が必要な方は、**令和8年3月16日(月)**までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告をしていただく方

- 令和8年1月1日現在、福井市に住所か
あつた方で、主に次にあてはまる方

「令和7年中」や「令和7年分」とは
令和7年1月1日から令和7年12月31日まで
期間に係る内容をいいます。



- ① **令和7年中に、給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方** ※パート・アルバイトの方を含みます

 - ・令和7年中の所得が給与所得のみで、令和7年中に、退職された方
 - ・勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていない方(勤務先に提出状況をご確認ください。)
 - ・令和7年中に2か所以上上の勤務先から給与の支払を受け、所得税の確定申告をする必要のない方
 - ・令和7年中に日雇で給与を受けている方などで、源泉徴収票のない方
 - ・令和7年中に営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの難所得のある方
 - ※給与所得以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。
 - ・医療費控除・寄附金控除などの控除を受ける方
 - ※勤務先で所得税の年末調整をされてない場合や、控除の追加により所得税の還付を受ける場合署に所得税の確定(還付)申告が必要です。

- ②令和7年中に、公的の年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する方

- ・令和7年分の源泉徴収票に含まれない各種控除(社会保険料・生命保険料・扶養・医療費などの控除)を追加する方
※公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る難所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

- ③令和7年中に、営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のあつた方**
※令和7年中に事業所得(営業等、農業)又は不動産所得がある方は、収入金額及び必要経費の内容を明らかにする「收支内訳書」などを申告書に添付してください。

- 事業・不動産等の所得金額が所得税の所得控除額を超える方などは、原則として税務署に確定申告が必要です。確定申告については、税務署に本問合せください。（福井税務署：0776-23-2690（自動音声案内））

申告をしなくてもよい方

- ① 令和7年分の所得税の確定申告をした方 ※税務署へ確定申告を提出すると、その申告書が市役所へも送付されます

② 令和7年中の所得が給与所得(年末調整済み)のみ、もしくは、公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方

③ 本市に住所がある方の税法上の扶養親族・控除対象配偶者になっている方

申告の受付・提出先

令和8年3月16日(月)まで

※平日のみ開庁 9時～12時、13時～17時
※税務署で行う所得税の確定申告は2月16日(月)からです。ご注意ください。

福井市役所 本館2F 市民税課 : 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 ☎0776-20-5306

ただし、清水連絡所については、2月25日(水)、26日(木)、3月2日(月)、3日(火)のみの受付となります。
ただし、清水連絡所においても受付を実施いたします。

令和8年度の申告より、スマートフォンやパソコンを利用して
電子申告ができるようになりました。電子申告はこちら▶



電子申告ができるようになりました。電子申告はこちら↓



申告に必要なもの

1. 令和7年中の収入が分かる書類
■ 給与・年金の源泉徴収票や事業主の支払証明書等の原本、事業の收支内訳書等
 2. 令和7年中に支払った各種控除の金額がわかる書類など

- 社会保険料控除……………領収書、控除証明書、支払証明書等の原本
 - 生命保険料、地震保険料控除…保険会社発行の控除証明書の原本
 - 医療費控除……………医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類

- 寄附金控除……………寄附金の受領書等の原本
※詳しくは『申告書の書き方(表題)』②医療費控除を参照ください。

- 雜損除……………その事実や損害金額がわかる書類
■ 障害者控除……………障害者手帳などの証明書
(要介護認定を受けている方は、市の介

- 勤労学生控除……………学生証などの在学を証明する書類
 - 国外に居住する親族を ……各扶養親族分の公的機関が発行する親族関係書類、送金関係書類および扶養親族とする場合 それぞれの翻訳文

※30歳以上70歳未満の国外居住親族を接養とする場合は、次の①～③のいずれかが該当する

①留学により非居住となったもの(留学ビザ等の書類が必要)
②障害者(障害者手帳等が必要)
③38万円以上の送金額を受けているもの(そのものへの送金額が38万円以上であることを
証明するための書類が必要)

「収入がなかった方や、非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用保険給付など）のみの方」
令和7年中に収入（収入の多少に問わらず）が無かった、非課税の所得以外の所得が無かった事の申告が必要です。申告がないと福祉・教育・国民健康保険税・介護保険料の算定に影響があるほか、所得・課税証明書の発行ができなくなります。申告書表面の左下部分の「令和7年中に収入がなかった方の記入欄」及び「所得金額の合計」欄に「0」をご記入ください。なお、扶養控除等を追加される場合は該当項目を記入ください。

《個人番号（マイナンバー）及び身元確認できる書類》
次の①又は②のいずれかが必要です。（郵送する場合は写しを返信用封筒に同封してください。）

代理人が申告する場合は、委任状及び、代理人の本人確認書類(下記①又は②のいずれか)が必要です。

- ② 令和7年分の所得税の確定申告をした方※税務署へ確定申告を提出すると、その申告書が市役所に提出される
③ 源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
本市に住所がある方の税法上の扶養親族・控除対象配偶者になっている方

申告書の書

手順3 所得控除、手順4 所得控除額の記入

所得から差し引かれる金額です。 ※所得税の所得控除額と異なる項目があります。

項目	適用範囲と所得控除額																																																																												
⑬社会保険料控除	令和7年中に、あなたが、あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料(国民健康保険、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、国民年金など)を支払ったとき 【参考】支払った金額、または給与や公的年金から差し引かれた金額 ※口座振替となっている社会保険料については、口座名義人の控除となります。	支払った金額、または給与や公的年金から差し引かれた金額																																																																											
⑭小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に、あなたが、小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払ったとき 【参考】支払った金額 証明書の原本を添付してください。	支払った金額																																																																											
⑮生命保険料控除	令和7年中に、あなたが、生命保険契約に基づいて保険料を支払ったとき (一般生命保険料控除額)+(個人年金保険料控除額)+(介護医療保険料控除額)=控除額(最高70,000円) 控除証明書の原本を添付してください。 ※一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)と旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)の両方ある場合、①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。ただし、③の申告を選択した場合、控除額は最高28,000円となります。 ※介護医療保険料については、①新契約のみで申告となります。 【新契約に基づく控除額】 12,000円以下………支払保険料の全額 15,000円以下………支払保険料の全額 12,001円~32,000円………支払保険料×1/2+6,000円 15,001円~40,000円………支払保険料×1/2+7,500円 32,001円~56,000円………支払保険料×1/4+14,000円 40,001円~70,000円………支払保険料×1/4+17,500円 56,001円以上………一律28,000円 70,001円以上………一律35,000円																																																																												
⑯地震保険料控除(旧長期損害保険)	令和7年中に、あなたが、地震保険契約に基づいて保険料を支払ったとき 控除証明書の原本を添付してください。 (地震保険料控除額)+(旧長期損害保険料控除額)=控除額(最高25,000円) 【参考】支払保険料控除額 50,000円以下………支払保険料×1/2 5,000円以下………支払保険料の全額 50,001円以上………一律25,000円 5,001円~15,000円………支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上………一律10,000円 ※旧長期損害保険料は平成18年12月31日までに締結された保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金などのある長期損害保険で、平成19年1月1日以降契約変更していないものの適用されます。 ※一つの損害保険契約のなかに地震保険料と旧長期損害保険料と両方が含まれている場合は、いずれか一つを選択してください。	260,000円																																																																											
⑰寡婦控除	合計所得金額が500万円以下でかつ、事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない次のいずれかの女性 ①夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人 ②夫と離別した後再婚していない人で子以外の合計所得金額が58万円以下の扶養親族を有する人	260,000円																																																																											
⑱ひとり親控除	事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(ただし、他の人の扶養親族、控除対象配偶者、同一生計配偶者を除く。)を有し、合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の統柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外です。	300,000円																																																																											
⑲勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき 【参考】学生証を提示または写しを添付してください。	260,000円																																																																											
⑳障害者控除	あなたやあなたの扶養控除の対象となる扶養親族や同一生計配偶者で、心身に障害のある人がいるとき 【参考】障害者手帳等を提示または写しを添付してください。 ※障害者手帳などを交付されていなくても65歳以上の方で手帳の交付基準に準ずると認められる場合は申請に基づき市の介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除を受ける事ができます。 ※少年扶養親族(16歳未満の扶養親族)の方でも上記に該当している場合は障害者控除の対象となります。 ※同一生計配偶者については、申告書⑪~⑯の欄もご記入ください。	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円																																																																											
㉑~㉒配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者(ただし、他の人の扶養親族、控除対象配偶者、同一生計配偶者及び専従者を除く。)の令和7年中の合計所得金額が下表に当てはまるとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> <th>【参考】配偶者の収入が給与と所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>~9,000,000円</td> <td>9,000,001円~ ~9,500,000円</td> <td>~9,500,001円 10,000,000円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>配偶者の合計所得金額 580,000円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td>1,230,000円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前に生まれた人)</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td>1,230,001円~1,650,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,000,001円~1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> <td>1,650,001円~1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,050,001円~1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> <td>1,700,001円~1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,100,001円~1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> <td>1,750,001円~1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,150,001円~1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> <td>1,800,001円~1,850,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,200,001円~1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> <td>1,850,001円~1,903,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,250,001円~1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> <td>1,904,000円~1,971,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>1,300,001円~1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>1,972,000円~2,015,999円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,330,001円~</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td>2,016,000円~</td> </tr> </tbody> </table>		納税者本人の合計所得金額			【参考】配偶者の収入が給与と所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額		~9,000,000円	9,000,001円~ ~9,500,000円	~9,500,001円 10,000,000円	配偶者控除	配偶者の合計所得金額 580,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	1,230,000円以下		老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円		配偶者控除	配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,230,001円~1,650,000円	配偶者控除	1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,650,001円~1,700,000円	配偶者控除	1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,700,001円~1,750,000円	配偶者控除	1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,750,001円~1,800,000円	配偶者控除	1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,800,001円~1,850,000円	配偶者控除	1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,850,001円~1,903,999円	配偶者控除	1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,904,000円~1,971,999円	配偶者控除	1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円~2,015,999円		1,330,001円~		0円		2,016,000円~
納税者本人の合計所得金額			【参考】配偶者の収入が給与と所得だけの場合の配偶者の給与の収入金額																																																																										
	~9,000,000円	9,000,001円~ ~9,500,000円	~9,500,001円 10,000,000円																																																																										
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 580,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	1,230,000円以下																																																																								
	老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円																																																																									
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,230,001円~1,650,000円																																																																								
配偶者控除	1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,650,001円~1,700,000円																																																																								
配偶者控除	1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,700,001円~1,750,000円																																																																								
配偶者控除	1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,750,001円~1,800,000円																																																																								
配偶者控除	1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,800,001円~1,850,000円																																																																								
配偶者控除	1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,850,001円~1,903,999円																																																																								
配偶者控除	1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,904,000円~1,971,999円																																																																								
配偶者控除	1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円~2,015,999円																																																																								
	1,330,001円~		0円		2,016,000円~																																																																								
㉓~㉔扶養控除 特定親族特別控除	※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えるときは、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。ただし、非課税規定における同一生計配偶者として扶養人数に含むことができます。 ※同一生計配偶者とはあなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の配偶者をいいます。	450,000円 380,000円 450,000円 330,000円																																																																											
㉕扶養控除	令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にしていて、令和7年中の合計所得金額が58万円以下で他の人の扶養親族、控除対象配偶者、同一生計配偶者及び専従者を除く親族を扶養控除の対象とすることができます。 ①特定扶養控除…19歳以上23歳未満(平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれ)の人 450,000円 ②老人扶養控除…70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人 380,000円 ③同居老人親等扶養控除…②に該当し、あなたや配偶者と同居(老人ホーム等の入所者は非該当)する直系尊属 450,000円 ④その他の扶養親族 330,000円 ※16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)の扶養親族は扶養控除は受けられませんが、市・県民税の非課税の判定対象になります。	450,000円 380,000円 450,000円 330,000円																																																																											
㉖特定親族特別控除	あなたと生計を一にする、19歳以上23歳未満(平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれ)の親族等の令和7年中の合計所得金額が右表に当てはまるとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>【参考】特定扶養親族の収入が給与と所得のみの場合の収入金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円~ 850,000円</td> <td>1,230,001円~ 1,500,000円</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>850,001円~ 900,000円</td> <td>1,500,001円~ 1,550,000円</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>900,001円~ 950,000円</td> <td>1,550,001円~ 1,600,000円</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>950,001円~ 1,000,000円</td> <td>1,600,001円~ 1,650,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円~ 1,050,000円</td> <td>1,650,001円~ 1,700,000円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円~ 1,100,000円</td> <td>1,700,001円~ 1,750,000円</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円~ 1,150,000円</td> <td>1,750,001円~ 1,800,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円~ 1,200,000円</td> <td>1,800,001円~ 1,850,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円~ 1,230,000円</td> <td>1,850,001円~ 1,880,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		特定親族の合計所得金額	【参考】特定扶養親族の収入が給与と所得のみの場合の収入金額	控除額	580,001円~ 850,000円	1,230,001円~ 1,500,000円	450,000円	850,001円~ 900,000円	1,500,001円~ 1,550,000円	450,000円	900,001円~ 950,000円	1,550,001円~ 1,600,000円	450,000円	950,001円~ 1,000,000円	1,600,001円~ 1,650,000円	410,000円	1,000,001円~ 1,050,000円	1,650,001円~ 1,700,000円	310,000円	1,050,001円~ 1,100,000円	1,700,001円~ 1,750,000円	210,000円	1,100,001円~ 1,150,000円	1,750,001円~ 1,800,000円	110,000円	1,150,001円~ 1,200,000円	1,800,001円~ 1,850,000円	60,000円	1,200,001円~ 1,230,000円	1,850,001円~ 1,880,000円	30,000円																																												
特定親族の合計所得金額	【参考】特定扶養親族の収入が給与と所得のみの場合の収入金額	控除額																																																																											
580,001円~ 850,000円	1,230,001円~ 1,500,000円	450,000円																																																																											
850,001円~ 900,000円	1,500,001円~ 1,550,000円	450,000円																																																																											
900,001円~ 950,000円	1,550,001円~ 1,600,000円	450,000円																																																																											
950,001円~ 1,000,000円	1,600,001円~ 1,650,000円	410,000円																																																																											
1,000,001円~ 1,050,000円	1,650,001円~ 1,700,000円	310,000円																																																																											
1,050,001円~ 1,100,000円	1,700,001円~ 1,750,000円	210,000円																																																																											
1,100,001円~ 1,150,000円	1,750,001円~ 1,800,000円	110,000円																																																																											
1,150,001円~ 1,200,000円	1,800,001円~ 1,850,000円	60,000円																																																																											
1,200,001円~ 1,230,000円	1,850,001円~ 1,880,000円	30,000円																																																																											

はじめに

住所	福井市大手3丁目10-1	氏名	フリガナ
アパート・団地名等	個人番号(マイナンバー)		
世帯主名	世帯主との電話番号		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民年金	75,000
	国民健康保険税	60,000
⑯地震保険料控除	365 新生命保険料の計	306 旧生命保険料の計
	20,000 円	36,000 円
	366 新個人年金保険料の計	309 旧個人年金保険料の計
	120,000 円	120,000 円
⑰ひとり親控除	367 介護医療保険料の計	手順3
	60,000 円	
⑲勤労学生控除	地 震 保 険 料 の 計	旧長期損害保険料の計
	120,000 円	20,000 円
㉑~㉒配偶者控除	㉑~㉒配偶者控除	㉑~㉒配偶者控除
	㉑~㉒配偶者控除	㉑~㉒配偶者控除
㉓~㉔扶養控除	㉓~㉔扶養控除	㉓~㉔扶養控除
	㉓~㉔扶養控除	㉓~㉔扶養控除
㉕扶養控除	㉕扶養控除	㉕扶養控除
	㉕扶養控除	㉕扶養控除
㉖特定親族特別控除	㉖特定親族特別控除	㉖特定親族特別控除
	㉖特定親族特別控除	㉖特定親族特別控除
㉗医療費控除	㉗医療費控除	㉗医療費控除
	㉗医療費控除	㉗医療費控除

令和7年に収入がなかった方の記入欄	生活費の入手先など下記の該当欄に記入してください。
(1)下記の記者から仕送りなどの援助を受けていた	手順6
氏名	統柄
申告者と同居・別居(住所)	
(2)非課税所得等を受給していた	
障害年金・遺族年金・雇用保険	
33 34 35	36
(3)その他	
預貯金・借入金・奨学金	

手順6 収入がなかった方

生活費の入手先など該当する項目に○をするか、記入してください。
該当項目がない場合は、(3)その他に状況等を記入してください。

㉖雑損控除	令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の災害や盗難、横領によって生活に通常必要な住宅・家具の資産に損害を受けたとき 領収書等を添付してください。
㉗医療費控除	必ず事前に医療費控除の明細書を作成し添付してください。様式は福井市領収書は申告書には添付せずにご自宅で5年間保存してください。 なお、医療保険者や審査支払機関から交付を受けた医療通知を添付する。 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合は、一定の取組等を実施する。 ※これらの控除はどちらか一方しか適用を受けることができます。 ※明細書は、医療を受けた方、支払先(病院・薬局など)ごとに、医療費の区分(診療料・検査料・薬剤費)を記入して下さい。 命保険や社会保険で補填された額を合計した表を作成してください。
医療費控除	令和7年中に、あなたが、あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき 令和7年中に、あなたが健常の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、あなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、あなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき

き方(表面)

はじめに 住所・氏名等の記入

※既に住所の印字がある場合、印字内容を確認し、間違いがある場合は二重線で消して、余白に訂正してください。

※電話番号(携帯電話も可)を忘れず記入してください

※代理申請の場合は、代理人の氏名欄に記入してください。代理人が本人と世帯が異なる場合は、委任状が必要です。

以下の番号・記号は申告書の番号・記号に対応しています

収入があった方 手順1 収入金額、手順2 所得金額の記入(収入がなかった方は 手順6 を記入)・

令和7年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額およびその所得金額(収入金額-必要経費など)を記入してください。

※各所得に応じた源泉徴収票(原本)、収支内訳書、明細書などの所得のわかる書類を添付してください。

※所得によっては、裏面「申告書の書き方(裏面)」の手順7を参考に、申告書裏面を先に記入してください。

所得の種類		所 得 の 説 明	申告書裏面番号
事業所得	①営業等所得	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業などの営業から生じた所得や、医師、弁護士、外交員、大工、または漁業などの事業から生じた所得	7
	②農業所得	農産物の生産や果樹などの栽培、酪農などの事業から生じた所得	
	③不動産所得	建物や土地などの不動産の貸付けから生じた賃貸料や権利金などの所得	
	④利子所得	公社債および預貯金の利子などの源泉分離課税を選択しなかった所得	
	⑤配当所得	株式や出資の配当などの所得 ※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。	
	⑥給与所得	給料、賞与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 ※計算方法は下記「表1」を参照してください。 ※特定支出控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。確定申告を要しない方は、住民税申告が必要です。	
雑所得	⑦公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得(遺族年金、障害年金、心身障害者扶養共済制度の給付金などは除く) ※計算方法は下記「表2」を参照してください。改定通知・振込通知では受付できません。	6
	⑧業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	
	⑨その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得	
(11)	総合譲渡所得(短期・長期)	土地、建物以外の資産(自動車・機械や土砂・砂利など)を売った場合などに生じた所得 短期……所有期間5年以下 ※所有期間は、取得の日以降譲渡の日までの期間です。 長期……所有期間5年超	9
	一時所得	臨時・偶発的な性質の所得で、生命保険等契約に基づき受け取った一時金(年金形式で受け取った場合は雑所得)、賞金や懸賞当せん金などの所得	

表1 紙与所得の金額の求め方



- ・この手引きは、令和7年11月30日時点の地方税法および福井市での決定事項に基づいて作成しています。税法の改正が行われた場合は、改正後の税法により税額を計算します。

○所得金額調整控除

会は、下記の方法で算出し、た額を、

給与等の収入金額	給与所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	給与収入－ 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	給与収入 ÷ 4 = 算出金額(A) (千円未満の端数切捨て)
3,600,000円～6,599,999円	(A) × 2.8－ 80,000円 (A) × 3.2－ 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9－ 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入－ 1,950,000円

該当する場合は、下記の方法で算出した額を、給与所持から差し引くこととする。
適用する場合は、申告書表面「⑥ 紹介」の「□ 調整」にチェックを入れてください。

適用する場合は、中古書表面「**相手**」の「**印鑑調整**」にチェックを入れてください。

- (1) 小児・子育て世帯の場合 給与収入が850万円を超えた記の③～⑤いずれかに該当する場合は、「裏面15」を記入し、給与所得の金額から次の算式により計算した金額を控除

④本人が特別障害者 ⑤特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 ⑥23歳未満の扶養親族を有する場合
(給与等の収入金額(上限:1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得と公的年金等所得の双方がある場合 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除
給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

素2 雑所得(年金)の金額の求め方

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(B)	公的年金等に係る雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て			
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和36年1月2日以後生まれ 65歳未満	～ 1,299,999円	(B) - 600,000円	(B) - 500,000円	(B) - 400,000円	
	1,300,000円～ 4,099,999円	(B) × 0.75 - 275,000円	(B) × 0.75 - 175,000円	(B) × 0.75 - 75,000円	
	4,100,000円～ 7,699,999円	(B) × 0.85 - 685,000円	(B) × 0.85 - 585,000円	(B) × 0.85 - 485,000円	
	7,700,000円～ 9,999,999円	(B) × 0.95 - 1,455,000円	(B) × 0.95 - 1,355,000円	(B) × 0.95 - 1,255,000円	
	10,000,000円～	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円	
昭和36年1月2日以前生まれ 65歳以上	～ 3,299,999円	(B) - 1,100,000円	(B) - 1,000,000円	(B) - 900,000円	
	3,300,000円～ 4,099,999円	(B) × 0.75 - 275,000円	(B) × 0.75 - 175,000円	(B) × 0.75 - 75,000円	
	4,100,000円～ 7,699,999円	(B) × 0.85 - 685,000円	(B) × 0.85 - 585,000円	(B) × 0.85 - 485,000円	
	7,700,000円～ 9,999,999円	(B) × 0.95 - 1,455,000円	(B) × 0.95 - 1,355,000円	(B) × 0.95 - 1,255,000円	
	10,000,000円～	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円	

◎ 基礎控管

④基礎控除	
合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～24,500,000円	290,000円
24,500,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円



随時、福井市ホームページにおいて、
市庁に開設するお知らせの更新を行っています

検索



